

長期収載品 選定療養費について

2024年10月より、後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品を希望された患者様は、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として自己負担していただくことが決まりました。

- ・選定療養費は保険給付ではないため、消費税が上乗せされます。
- ・外来患者様が対象で、注射薬も対象となります。
- ・公費負担患者様も対象となります。
- ・処方医師が医療上の必要性があると判断した場合、又は後発医薬品の提供が困難な場合は選定療養の対象外となります。

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



厚生労働省ホームページから抜粋

2024年10月1日



公益財団法人
総合病院

浅香山病院